

とやま医療最前線プロジェクト協議会 運営規約

第1章 総則

第1条(名称)

本協議会は、『とやま医療最前線プロジェクト協議会』(以下本会という)と称する。

第2条(事務局)

本会は、事務局を北日本放送株式会社に置く。

第3条(目的)

本会は、大学を核とした県内の医療機関が行う医療活動を各種方面から支援するとともに、会員相互の情報交換・交流を図る。また県民に地域医療の現場を広く情報発信し、地域医療の発展・人材育成を目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域医療に関する番組「とやま医療最前線」の制作・放送
- (2) 地域医療に関するホームページ Web 版「とやま医療最前線」の発信
- (3) 地域医療に関する一般向け医療情報誌の発行
- (4) 地域医療に関する一般向け健康セミナーの実施
- (5) 地域医療をテーマに医師と県民との対話集会
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

第5条(会員)

本会の会員は地域医療の発展という本会の目的に賛同し、幹事会の了承を得たものを会員として構成する。

第6条(会費)

会員は幹事会において定めるところにより年会費を納めるものとする。

第3章 役員等

第7条(役員)

本会は代表幹事を1名置き、会務を統括する。

本会は副代表幹事を1名置き、代表幹事が欠けたときの職務執行代理人とする。

本会に幹事を20名以内置き、会の活動の円滑な推進を行う。

第8条(顧問、相談役)

本会は、名誉顧問、顧問、相談役を置くことができる。

第4章 会計

第9条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。ただし、初年度の始まりはこの限りではない。

第10条(財産)

本会の財産は、会費、その他の収入からなるものとする。

附則 この規約は、平成20年8月1日から施行する。